

○ セカンド資格更新手続きについて

①セカンド資格取得年度から4年後の年度内に更新手続きを行うこと。

②A級特例申請の要件に該当する者は更新手続きは不要。

※ ただしA級特例申請の要件からはずれた年から4年後の年度内に更新手続きを要する。

